新型コロナウイルスワクチン接種における請求支払業務終了のお知らせ

令和3年4月請求分から実施しております、みだしの業務については、令和6年3月3 1日の特例臨時接種終了に伴い、令和6年4月請求分をもって終了いたします。

つきましては、令和6年4月請求の留意事項を下記のとおり取り纏めましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 本会への請求書類等の提出について
- (1) 本会への最終提出日は「4月10日(必着)」となります。
 - ※ 別紙「令和6年度新型コロナワクチン接種費請求書等の提出日及び支払日について」
- (2) 最終提出日以降の提出について

令和6年4月11日以降は、請求書類等を本会へ提出できません。請求漏れ等の理由により提出が4月11日以降となる場合は、被接種者の住所地市区町村へ請求書等を直接提出することとなります。提出方法等については、各市区町村へご確認ください。

2 V-SYS 終了に伴う請求書作成方法の変更

現在、ご利用いただいております V-SYS は、令和6年3月31日17時より、「請求総括書」、「市区町村別請求書」の出力ができなくなります。4月以降は厚生労働省ホームページより当該様式をダウンロードし、ご利用ください。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ > 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等 > 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き > 様式 4–5–1 市 区町村別請求書、様式 4–5–3 請求総括書

[URL]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

令和6年度新型コロナワクチン接種費請求書等の提出日及び支払日について

みだしの件につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご協力賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

記

注:受付会場は変更となる場合があります。

受付年月	受付日	受付場所	支払日
令和6年4月請求	4月10日(水)	2階大会議室	6月28日(金)

<受付に関する注意事項>

- ・受付時間は、8時30分から17時です。
- ・診療報酬等の請求書類との混入を防ぐため、任意の封筒に「コロナワクチン請求書在中」と記載してください。
- ・受付日前の持込提出は5階情報管理課までお願いします。なお、土日祝の受付業務は行っておりません。
- ・郵送及び宅配業者による送付の場合、10日必着でお願いします。

【送付先】

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階 岐阜県国民健康保険団体連合会 情報管理課 宛